

# 夜間金庫規定

## 1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることができる証券類（以下、「証券類」という。）を当金庫所定の入金伝票とともに当金庫所定の入金袋（以下、「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。  
なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、金種、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉をもう一度開いて入金袋が金庫内に入ったことを確かめ、再度扉を閉め扉が閉じたことを確認のうえ鍵をかけ、利用記録票を受け取ってください。

## 3. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から1年間とし、契約期間満了日までに利用者または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 4. (利用料)

- (1) この夜間金庫の利用料は、当金庫所定の料金により1か月分を前払するものとし、毎月当金庫所定の日に本人が指定した預金口座から口座振替の方法で引落とし充当いたします。  
この場合当座勘定規定、普通預金規定にかかわらず小切手の振出し、または預金通帳および預金払戻請求書によらず払戻し、利用料に充当いたします。  
また、引落しの都度当金庫は、領収書の発行および振替済の通知はいたしません。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から支払って下さい。
- (2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日の翌月分から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の利用料は払戻いたしません。

## 3. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱にあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。  
この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。

## 4. (入金袋等の返却)

入金袋は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 5. (鍵の保管等)

- (1) 投入口扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2本のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 6. (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めにやらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について前記1. に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 8. (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。

この場合には、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返してください。

## 9. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入することができません。

なお、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

## 10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上